

雨水貯留施設等設置費補助金交付申請 留意事項



1 補助の対象者

- 補助対象者は、市街化区域の土地または建物の所有者または占有者で、税金等(市税、下水道受益者負担金、下水道使用料、水道料金)を完納している方です。
- 浸透施設は、市街化区域でも一部補助対象外の地区がありますので、市ホームページでご確認頂くか、お問合せ下さい。

2 補助金額について

- 設置に要する経費の3分の2(上限額あり)を補助します。
- 補助対象額について、自己施工の場合は「材料費」のみ、業者施工の場合は「材料費及び工事費」です。
- ポイント使用分、配送費(送料)、申請手数料などは補助対象外です。
- 補助金額は、1基あたりの金額の3分の2の額を、1,000円未満切捨にした額です。浸透ますを複数基設置する場合などは、合計金額を基数で割って*1基あたりの補助金額を算出し、それらを合計した額です>(*割り切れない場合は、1円未満切り捨て)

3 申請書について

- 申請書は、市ホームページに掲載しているほか、「上下水道局工事受付センター」、「地区市民センター等(タンクのみ)」にて用紙を設置しています。
- 申請書の提出は、工事受付センターへご持参ください(郵送も可)。地区市民センターでは受付しておりません。
- 【記入例】や【添付書類確認表】を参考に、お手続きに漏れがないようお願いいたします。

4 見積書について

- 浸透施設や浄化槽転用槽、透水性アスファルト舗装の見積書は、内訳が分かるよう作成してください。外構工事などと併せた見積書となる場合でも、当該施設の内訳が必要です。

- 見積項目として、各材料費、施工費、諸経費などを記載。
- 補助対象は、設置に係る費用であり、申請手数料などは対象外。

5 領収書について

- タンクの場合、申請者の氏名と容量を含む商品名の記入されたもの(レシート不可)。インターネット販売等でご購入の場合も同様です。
- 浸透施設や浄化槽転用槽、透水性アスファルト舗装の場合、申請者の氏名と工事内容が記入されたもの。

※外構と併せた工事等で、事情により領収書が分けられない場合は、当該施設の工事費が分かるよう、但し書き等に記入してください。

(但し書き例：うち、雨水浸透施設設置工事費として ○○円)

6 雨水貯留タンクについて

- 補助対象は、容量が100L以上で蛇口の付いた市販の雨水貯留専用製品です。
- タンクの本体に加え、タンクの使用に最低限必要な範囲の用具も対象です。主に、「雨どいからの分水器具」「雨どいと本体の接続器具」「タンクの転倒防止用具」「架台」です（本体とセットの場合は原則対象外）。蛇口に設置するホースや、排水用ホース等は対象外です。詳細はお問い合わせください。
- 貯留タンクを1度に複数基連結した場合は1基とみなします。「連結する」とは、タンク同士をホース等をつなぎ、一体で利用することです。連結するホースは補助対象です。
- 製品の指定はございません。ホームセンターやインターネット販売等でご購入ください。
- 設置後（製品購入日から1年を経過する前）に申請してください。
- 浸透施設と同時に申請する場合は、浸透施設用の申請書（様式第2号）を用いて設置前に申請してください。

7 雨水浸透施設（浸透ます、浸透トレンチ）・浄化槽転用槽施設・透水性アスファルト舗装について

- 浸透ますの内径が300mm以上、浸透トレンチの内径が100mm以上の製品を設置してください。透水性アスファルト舗装の舗装構成は、透水性アスファルト舗装材厚30mm以上、路盤材厚（粒状材料）100mm以上、フィルター材厚（砂）50mm以上としてください。設置に係る基準等については、「宇都宮市上下水道局雨水貯留・浸透施設設置要領」を確認してください。
- 駐車場や私道など車の乗入れのある箇所に設置する場合は、車両の荷重に対応できる製品や構造（T-14以上）としてください。
- 浸透施設及び浄化槽転用槽施設は、設置前の申請です。補助金の交付が決定する前に施工した場合、補助の対象となりません。工事着工予定日の3～4週間前には申請してください。
- 貯留タンクと浸透施設を同時に申請する場合、設置前に、併せて申請してください。
- 申請から請求（工事完了）まで、同一年度で行う必要があります。そのため、請求が申請年度の3月以降になる場合、申請前にご相談ください。
- 請求書は、設置が完了した日から30日以内に提出してください。

8 その他

- 申請内容の確認や設置状況の確認のため、現地調査を行います。立ち会いは必要ありませんが、敷地内に入り写真を撮影しますので、ご理解くださいますようお願い致します。